

## 保護林モニタリング調査の新マニュアルについて

保護林制度の改正に伴い、平成 29 年 3 月に新たな保護林モニタリング調査マニュアルが作成されたところ。

このマニュアルにおいて、モニタリング調査は効率的及び効果的に行われることとされており、モニタリング調査の実施間隔、調査項目、調査プロットの設定については、以下のように記載されている。

### 1. モニタリング実施間隔の設定

モニタリング実施間隔は、保護林の状況に応じて、保護林ごとにマニュアルに記載されている表（参考）に基づき設定する。

### 2. モニタリング調査項目の設定

モニタリング調査項目は、森林生態系保護地域、生物群集保護林、希少個体群保護林の 3 区分ごとに必須項目と選択項目が設定されており、選択項目についてはこれまでの調査項目との継続性も考慮しながら、必要に応じて実施する。

### 3. モニタリング調査プロットの設定

保護林の機能評価に必要な調査箇所を設定する。また、森林生態系多様性基礎調査等の活用も検討する。

## モニタリングの実施間隔と対象となる保護林

対象	実施間隔
近い将来にその地域にその地域における絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護している保護林	5年未満ごと
以下に該当する保護林 ア. 遷移の途中段階にある保護林 イ. 復元を行っている保護林 ウ. 保護対象の個体群の持続性に問題がある保護林 エ. 保護林外部からの影響を受けている保護林 オ. 鳥獣・病虫害被害が顕著にある保護林 カ. 温暖化による影響が顕著にある保護林 キ. その他、短期間で大きな変化が想定される保護林	5年ごと
上記に該当しない保護林 （モニタリングが行われない実施計画策定の周期においては、実施計画策定作業の前年度までに森林官等による巡視、定点撮影、遠隔地については空中写真の撮影等の簡素な現況調査を行う）	10年ごと